

花嫁着付けの部（着付師対象）

競技要綱

(1) 申込規定

資格: 着付師であること。(年齢制限なし)

(2) 競技種目（ボディ競技）

和装花嫁打掛姿の基本的な花嫁着付け技術を基準とする。

(3) 競技時間

体型補正から長襦袢の着付けまで …… 20分(監視員立会いの下、控室にて行う)

掛下をはおらせるところから打掛姿のポーズ付けまで …… 25分(ステージにて行う)

(4) 競技方法

競技は監視委員の指示の下、控室にて体型補正から長襦袢の着付けまでを20分間で行い、次にステージにて

掛下を羽織らせるところから打掛までの着付けと、正面立ち姿のポーズ付けまでを25分間で行う。

(5) 競技規定細目等 ※違反者は、減点もしくは失格となります

《競技規定細目》

1. 掛下・打掛の事前の衿綴じは可。
2. 帯の縫止めは不可。
3. 前もって帯に形付けをしたり、帯や着物に印を書いたり糸印を付けておくことは不可。
4. クリップの使用は衿止め・袖止め合わせて7本以内とする。
5. ステージ上で衣裳・小物等を衣裳箱の外に出すのは、競技開始後とする。
6. 掛下帯は平らな状態で屏風だみにし準備しておく。
 - 掛下帯の幅出しをクリップで止めておくことは不可。
 - 強い折り癖がついているものは認めない。
 - 掛下文庫の羽根を予めクリップで形付けておくことは不可。
7. 作り帯(完成品及び半完成品)の使用は不可。
8. 補正用品の使用について
 - 事前に完成された補正用品の使用は不可。
 - 補正は、タオル・綿花・コットン・ガーゼさらしを使用して整えること。
 - 補正について、縫い合わせてあるものは不可。
 - キャミソール、胸巻きの使用は可。
 - 但し、事前に綿花等を挟んだり、縫い付けていない。
 - 補正バンド(包帯止め型)の使用は可。
 - 補正を押さえるテープの使用は可。
 - 補正を事前に形付けることは不可。
 - 協会で販売している補正パットの使用は可。
9. 長襦袢・掛下の衿合わせを一時押さえる際に、協会が提供している金具紐を使用することは可。
10. 打掛を押さえる肩ベルト・テープの使用は不可。
11. ポーズ付けに、打掛ベルト・袖止めの使用は可。
12. ポーズ付けに、掛下の前の裾を整える為にクリップを使用することは不可。
13. ポーズ付けに袖板の使用は不可。
14. 技術中及び型づけの修正に、ヘラ等の特殊な用具を用いることは禁止。

《選手の服装・使用する衣裳等》

1. 選手の服装は白の上衣、黒のスラックス、黒のソックス
(又はパンプスインソックスを着用・素足不可)、靴は脱ぎ履きしやすいものに限る(ピンヒール・サンダル・ブーツ・スニーカー不可)
2. 競技に使用する衣裳及び下着類・着付け小物各自持参のこと。
3. 持参物。

打掛、掛下、掛下帯、長襦袢、6点セット(帯締め・帯あげ・抱え帯・懐剣・懐紙入れ・末広 それぞれ**刺繍・飾りのついていないもの**)、打掛ベルト、衿止め・袖止め(合わせて**7本以内**)
着付け小物(紐類・伊達締又は伊達巻・帯板・帯枕・補正用品等)
衣裳敷き(100cm×150cm)。

他必要品一式。

※おしゃれ帯板、衿飾りの使用は禁止。

※競技で使用する衣裳箱は当日配布します。

4. 衣裳は主催者側が用意し、出場者に貸し出します。申込締切後、衣裳の希望を取り(カラーコピー送付)、希望が重複した場合には申込順を優先とし、決定した衣裳は送料着払いで大会約一ヶ月前に出場者宛に発送します。

※貸し出し物は芸術祭当日、大会終了後控室にて返却すること。

※貸し出し物の破損・紛失があった場合は、その程度により後日、弁償・請求させていただきます。

《当日の行動及び禁止事項等》

1. 当日の行動は監視委員及び誘導員の指示に従うこと。
2. 競技中、選手同士又は観客と会話等をしてはならない。
3. 用具等の忘れ物があっても大会本部から貸し出しは一切しない。
4. 他の選手に迷惑をかける言動をしたり、監視員の指示に従わない場合は退場を命じることがある。
5. 競技終了後、選手はボディに一切手を触れてはならない。
6. 審査終了まで手直することも一切認めない。
7. 助手の使用は一切認めない。
8. 大会当日、控室への出入は選手以外は一切認めない。
(衣裳の搬出入時に1名のみ可。但し、直ちに退出すること。)
9. 選手はモデルとも結果発表まで控室で待機すること。(記念撮影あり)
10. 記念撮影は遠方の方を優先とし、写場にて選手自身が形付けをして頂きます。
11. 表彰式の際は、指示された場所に速やかに移動すること。

※ 貴重品の紛失・盗難につきましては、主催者側では責任を負いかねますので各自充分にご注意下さい。

- (6) 《審査事項》 大会運営規則に基づき委嘱された審査員が、同規則に定められた「職務要綱」に基づき、審査業務を行う。
- (7) 《監視事項》 大会運営規則に基づき委嘱された監視員が、同規則に定められた「職務要綱」に基づき、監視業務を行う。
- (8) 《採点精算》 大会運営規則に定められた「職務要綱」に記載する。
- (9) 《順位決定》 順位の決定は審査員の採点の合計点に基づき、実施する。
- (10) 《表彰》 入賞者の数については、出場選手の数に応じて大会実行委員長が決定する。